

小豆警察署土庄交番兼小豆運転免許更新センター昇降機保守点検業務委託仕様書

第1 目的

この仕様書は、受託者が小豆運転免許更新センター昇降機の保守を行うため必要な基本的事項について定めるものである。

第2 保守の対象昇降機

機種及び台数 K S - 3 B 昇降機 (200kg 12m/min 2停止) 1基

第3 保守の目的

受託者は、技術員又は監督技術者を派遣し、昇降機を適宜調整し安全かつ良好な運転状態に保つよう保守を実施するものとする。

第4 保守の内容

受託者は、毎月1回技術員等を派遣し、昇降機各部の点検、給油、調整を行い、かつ、定期的に安全装置の全般にわたって調査を行うほか、必要に応じて機能試験を行うものとする。また、保守点検の都度「作業報告書」を提出すること。

第5 機器の修理等

受託者の判断により安全上必要と認めた場合は、次の事項に掲げる機器並びに付属部品について保守の一環として修理又は取替えを行うものとする。この場合において昇降機を通常使用する場合に生ずる磨耗及び損傷に限るものとする。ただし、修理に要する部品代は実費とする。

- (1) 巻上機
- (2) 原動機
- (3) 電動発電機
- (4) 调速機
- (5) 制御器
- (6) 各種ワイヤロープ、移動ケーブル
- (7) その他付属装置

第6 契約外の修理等

次の事項に掲げる修理等は、本契約の適用外とする。

- (1) 諸法規の改正、行政庁の命令等による設備の改修及び新規付属物の追加に関する工事
- (2) 昇降かご、かご床タイル、各階出入口戸、三方枠、敷居、意匠部品等の塗装、メッキ直し、修理、取替え及び清掃
- (3) 第5に定める修理又は取替え工事に必要な建築関係工事
- (4) 自然災害、類焼、爆発、その他不可抗力の事故等に起因する修理及び工事

第7 保守の作業時間

本仕様書に定める保守業務は、受託者の執務時間内に行うものとする。ただし、昇降機が故障した場合は、執務時間外であっても速やかに技術員を派遣し修理を行うものとする。

第8 留意事項

保守の実施に関しては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 火気の取扱いには十分配慮し、引火性薬品等を使用する場合には、施設管理者の承認を得ること。
- (2) 施設の工作物、備品等の損傷に注意すること。
- (3) 保守を実施する場合には、昇降機の各階出入口に点検中の表示をすること。
- (4) 保守を実施中に、身体に障害を持つ人が昇降機を使用する旨を申し出た場合には、保守を一時中断し昇降機を稼働すること。

第9 法令等の遵守

使用者として、労働関係法令等を遵守すること。